

図書「土地改良工事積算基準（土木工事）令和7年度」外4件購入 仕様書

1. 調達する物品の概要

別紙一覧表のとおり

2. 納入場所

近畿農政局東近江農地整備事業所

〒527-0023 滋賀県東近江市八日市緑町11-24

TEL：0748-36-3980

3. 納入期限

令和7年9月12日

4. 環境負荷低減のクロスコンプライアンス

（1）主な環境関係法令の遵守

受注者は、物品の提供に当たり、関連する環境関係法令（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号））を遵守するものとする。

（2）環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、物品の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

5. その他

（1）配送料等の諸経費がある場合は含めること。

（2）受注者は、物品を納入しようとする場合は、発注者に対し納入する旨を通知し、発注者が命じた検査のための職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

（3）受注者又は、受注者の使用者は検査に立会い、検査職員の指示に従って物品の検査に必要な措置を講ずるものとする。

（4）受注者又は、受注者の使用者が検査に立ち会わない場合は、検査職員は、受注者の欠席のまま検査を行うことができる。この場合において、受注者は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

（5）代金の支払いについては、受注者より提出された適法な支払請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。

（6）上記に定めのない事項については、発注者、受注者と協議の上決定する。

別紙一覧表

	品名	仕様・規格	数量		参考品
				単位	
1	土地改良工事積算基準 (土木工事)令和7年度	発行 一般社団法人 農業農村整備情報総合センター	1	冊	
2	土地改良工事積算基準 (機械経費)令和7年度	発行 一般社団法人 農業農村整備情報総合センター	1	冊	
3	土地改良工事積算基準 (調査・測量・設計)令和7年度	発行 一般社団法人 農業農村整備情報総合センター	1	冊	
4	土地改良工事積算基準 (施設機械)令和7年度	発行 一般社団法人 農業農村整備情報総合センター	1	冊	
5	土地改良工事積算マニュアル(土木工事)令和7年度版	発行 一般社団法人 農業農村整備情報総合センター	1	冊	